

令和元年度第7回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年10月9日(水)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(14名)

| | |
|----------|--------------|
| 3番 鈴木孝徳 | 4番 石渡文久 |
| 5番 三須健行 | 7番 長澤正昭 |
| 8番 山崎宏 | 9番 羽根井直子 |
| 10番 石田和久 | 11番 椎名稔男 |
| 12番 兼坂仁 | 13番 木内正夫 |
| 14番 眞野文雄 | 15番 三門増雄(議長) |

書面表決委員(2名)

- | | |
|--------|--------|
| 1番 清宮正 | 2番 渡貫茂 |
|--------|--------|

- 4 欠席委員(0名)

5 議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名人の選任
- 第3 議案審議

| | |
|-------|--------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定について |

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 湯浅明弘 |
| 主査 | 飯田啓市 |
| 主任主事 | 西山壮大 |

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、ただ今より、令和元年度第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、一点ご報告させていただきます。

次回の総会でございますが、11月8日（金）に開催を予定しております。

続きまして、ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会でございますが、10月25日（金）に予定しておりますので、ご参加の程、よろしく願いたします。欠席される方は、事務局まで、連絡をお願いいたします。

続きまして、本日の総会終了後ですが、台風15号の被害状況について、取りまとめたものを、農政課からご報告しますので、ご報告する時間を少しいただきたいと思います。

最後に、千葉県農業会議から通達が届いております。法規の遵守についてですが、大阪市の方で、研修中に飲酒をしたという、不適切な例がございまして、今一度、よろしく願いたしますという文書が届いておりますので、報告させていただきます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先月、台風15号については、千葉県、また、佐倉市では、大変な被害がございました。総会終了後、農政課の方から被害状況について、説明がございましたが、被害状況などについて、情報を収集して、農政課の方に報告していただければと思います。また、台風19号も近づいておりますが、大型で、直撃する恐れがありますが、防ぐ事は出来ないかもしれませんが、無事に済んでもらえればと思います。停電も、断水、通信障害等、長期に渡ってしまいましたが、皆さん、体調に気を付けて、台風に備えていただきたいと思います。

それでは本日も、慎重な審議の程お願いします。

会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第7回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

- 議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。
それでは、議長から指名いたします。
議席番号、8番「山崎 宏委員」、議席番号、9番「羽根井 直子委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定について
以上、3議案でございます。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局長

◎議案第1号の説明

- 事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。
総会議案の1ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。
表の第1項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、第2項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

————（木内委員報告）————

○木内委員 議席番号13番木内です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■さんは農地を相続により取得し、農業経営はしていません。今回、権利者の■さんに、申請地を購入して欲しい旨、打診した所、■さんの自宅の隣接地で、耕作するのに、便利なため、購入することになったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の足立委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。足立委員を入场させて下さい。

————（足立委員着席）————

○議長 足立委員から、第2項の調査報告をお願いいたします。

————（足立委員報告）————

○足立委員 農地利用最適化推進委員の足立です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、農地利用最適化推進委員の■■■■さんの息子さんで、親子で、■■■を中心に、大規模に農業を営んでいます。

申請地は、既に、■■■さんが耕作しており、地主の■■■さんは、高齢で、自分で耕作が出来ないので、今回、購入することになったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。鈴木委員

○議長 鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。売買価格が解れば教えていただきたいのですが。

○議長 足立委員

○足立委員 聞いてはいないです。現在は、■■■さんが、育苗ハウスを建て、使用しています。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 価格については、強くは聞いていないので、地主の方から、言う場合もあるし、言いたくない事もあると思いますので・・・・他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、足立委員は退席して下さい。

———（足立委員退席）———

○議長 足立委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○議長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページ～3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■■■■■が、■■■■の畑564㎡を、資材置場及び駐車場用地として転用しようとするものでございます。

申請地は、住宅地に隣接した小規模な農地で、第3種農地と思われま。

計画としましては、従業員用の自家用車5台、事業用のトラック、バックホウ、足場パイプ等の建設用の資材を置くものでございます。敷地内は砕石敷として使用するもので、雨水は自然浸透するものと思われま。

続いて、第2項～第5項は、■■■■■■■■■■■■が、■■の山林約4.4haに太陽光発電施設を整備し、それに伴い、隣接する■■の水田969.13㎡を調整池と放流用水路用地として転用、また、222.43㎡を放流用水路を整備するための仮設工事用地として、一時転用するものでございます。工事終了後は農地に復元するものでございます。

申請地は、■■■に囲まれた休耕田で、第1種農地と思われま。

第1種農地は、原則、転用はできないところでございますが、農地以外の、山林等を含んだ、一体的な整備で、その中に含まれる農地の面積が、三分の一以内であれば、転用は出来るもので、ございます。

計画としましては、隣接地に整備する太陽光発電施設の調整池を整備し、オーバーフローした雨水を、既存の排水路に放流するために、既存の排水路までの排水路を整備するものでございます。

なお、■■■■■■■■■■は、本申請地を含めまして、近隣に3か所、太陽光発電施設を整備するものでございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありました。議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 今回農地法第5条の転用許可申請をいたします。■■■■■■■■並びに地主より依頼を受けております。行政書士の■■■と申します。よろしく願いいたします。今回、■■■が駐車場と資材置場として、申請するもので、車の騒音等の苦情が無い場所を探していたところ、この場所を紹介されて、前面道路も広いし、資材置場と駐車場として使いやすく、会社からも近いので、申請しました。以上よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。申請の事業計画図を見せていただいたのですが、公衆用道路から車両が入る場所はどこですか。

○議長 申請人

○申請人 前面道路からは、何処からでも入れます。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そうしますと、ネットフェンスで囲むのは、公衆用道路側は張らない

と言う事でしょうか。

○議長 申請人

○申請人 車が入る場所だけ、張らないという事です。

○議長 長澤委員

○長澤委員 図面上で、出入り口を示して下さい。

○申請人 はい。解りました。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項～第5項は関連する案件なので、一括審議といたします。

申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の代理人の■■と申します。よろしくお願いいたします。

申請の内容につきましては、■■さんと■■さんの土地をお借りしまして、事業主の、■■■■■■■■■■会社が太陽光発電施設の防災施設として、調整池と排水を整備するものの申請でございます。当該地は事業主の■■■■■■■■■■さんが所有している山林部分の谷あいの場所に、調整池を作り、排水路を作り、大流川に流すというものでございます。排水路は、コンクリート柵渠に直し、放流させていただくために、土地改良区さんにも、計画を協議させていただき、ご了承をいただき、整備させていただくものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。椎名委員

○椎名委員 議席番号11番椎名です。調整池ですが、3か所、太陽光を整備されるようですが、1か所で、水を全てうけるのですか。

○議長 申請人

○申請人 太陽光の申請は3か所ありまして、それぞれ、調整池を設けております。

調整池は、申請した太陽光の面積によって、違いまして、太陽光施設の部分、法面の部分等の雨水は、一反、調整池に入りまして、■■■に流すという事になります。事業毎に計画されております。

○議長 椎名委員よろしいですか。

○椎名委員 はい。

○議長 他に何かございますか。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。ソーラーの部分ですが、山林部分を整地して、ソーラーを設置し、その下の部分は除草シートか何かを敷くのですか。

○議長 申請人

○申請人 現地は、ソーラーの下の部分は、種子を撒きまして、土砂が流失しないように、林地開発の方とは協議しております。防草シートを敷いてしまうと、土砂が、その表面を流れてしまって、より水が流れやすくなってしまい、調整池への、水の量が多くなってしまいますので、芝、クローバー等の種子を撒いて、一時的に浸透する事をしながら、それ以上は流れないようにする計画で林地開発との協議をして

おります。以上です。

○議長 石田委員

○石田委員 なぜ、そのような質問をしたかと言うと、私の担当区域で、水田は佐倉市、斜面林についてソーラーパネルの整備をしているのですが、なんせ、今の雨は予想ができないような降り方をする訳ですが、ソーラーの下の部分の水田が、構造改善事業で、土地改良を行った水田だったんで、土地改良区の方は佐倉市、ソーラーを設置した方は八街市、大分苦慮されたということなので、用心して、土砂の流失等には、充分気を付けて行って下さい。以上でございます。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第2項～第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項～第5項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局長説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業

経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、1筆、地積2,651㎡、賃貸借権の設定、1件、1筆、地積142㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～6ページをお願いいたします。

申請番号1番及び2番は、農業経営規模拡大のため、期間は、10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。
自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山です。本日はよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
何かご質問がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。面積が142㎡と小さいですが、他の畑に接続とかしているのでしょうか。それと、場所はどの辺でしょうか。

○議長 農政課 青山

○農政課 青山 場所は、草ぶえの丘に向かう、右手側の方になりますが、この近くになります。この地主さんから他に、大きなところを借りていたのですが、この場所も併せて借りてほしいということで、地主さんは、管理が出来ないので、このようになりました。以上でございます。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

- 議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。
農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、承認と決しました。
以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

- 事務局長 報告事項について、申し上げます。
議案の7ページをお願いいたします。
農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
駐車場用地としようとするもの1件、1筆でございます。
次に、8ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、工業用地としようとするもの1件、1筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆、共同住宅用地としようとするもの1件、4筆でございます。
次に、9ページをお願いいたします。
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。
次に、10ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。
相続による届出、2件、15筆でございます。
次に、11ページをお願いいたします。
農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。
農業用倉庫の建設による届出、1件、2筆でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

農地の現況等に関する回答について、東京国税局、千葉県税事務所からの照会についてでございます。

一部非農地として回答したもの、1件、2筆、非農地として回答したもの6件、6筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===